

令和 6 年 3 月
令和 6 年第 1 回栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃木市

番号	件名	
議案第49号	令和5年度栃木市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第50号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	1
議案第51号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第52号	栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について	26

議案第 50 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例（令和5年栃木市
条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年4月1日から同年9月30日までの間における市長及び副市長
の給与の特例）

3 令和6年4月1日から同年9月30日までの間における第2条の規定の
適用については、同条中「100分の10」とあるのは「100分の30」
とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務人事課)

議案第 50 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

提案理由

岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアム設置に係る固定資産税及び公園使用料の免除決定過程における慎重さの欠如、府議での議論不足及び反対意見への対応不足に対する責任を明らかにするため、令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、市長及び副市長の給与を減額するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における市長及び副市長の給与の特例を設けること。（附則関係）

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1） 条例を設け又は改廃すること。

（2） 以下略

議案第50号（総務人事課）

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

現 行

附 則

1・2 略

改 正 案

附 則

1・2 略

(令和6年4月1日から同年9月30日までの間における市長及び副市長の給与の特例)

3 令和6年4月1日から同年9月30日までの間における第2条の規定の適用については、
同条中「100分の10」とあるのは「10.0分の30」とする。

議案第 51 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1中41の項を42の項とし、21の項から40の項までを1項ずつ繰り下げ、20の項の次に次の1項を加える。

21 航空写真又は地籍集成編纂 図付き航空写真の写しの交付	1枚につき 600円
----------------------------------	------------

別表第2の39の8の項中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同項を同表の39の10の項とし、同表の39の7の項の次に次の2項を加える。

39の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく認定	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における当該制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
39の9 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定	道路内における建築に関する制限の既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替を	27,000円

する場合における当該制限の適用除外に係る認定
申請手数料

別表第2の44の項の1の(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の47の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「汚染処理場」を「汚物処理場」に改め、同表の48の項から52の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4の2の項の2の才中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1中41の項を42の項とし、21の項から40の項までを1項ずつ繰り下げ、20の項の次に1項を加える改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

(財政課)

議案第51号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

航空写真及び地籍集成編纂図付き航空写真の写しを公簿等の写しの交付申請により交付するに当たり、並びに建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 航空写真及び地籍集成編纂図付き航空写真の写しの交付に係る手数料を定めること。（別表第1関係）
- 2 既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における接道義務の適用除外及び道路内建築制限の適用除外に係る認定に係る手数料を定め、引用法令の題名を改めること。（別表第2関係）
- 3 貯蔵所の設置の許可に係る手数料を改めること。（別表第4関係）

[参照条文]

議案第50号と同じ

議案第51号（財政課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現	行	
別表第1（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1～19 略	略	
20 土地図面の写しの交付	1枚につき 300円	
21～41 略	略	
備考 略		
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～39の6 略	略	略
39の7 法第87条の3第 7項の規定に基づく許可	建築物の用途を変更して一時 的に特別興行場等として使用 する場合の制限の緩和に係る 許可申請手数料	160,000円
39の8 建築基準法施行令	略	略

改 正 案

別表第1 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～19 略	略
20 土地図面の写しの交付	1枚につき 300円
21 航空写真又は地籍集成編纂図付き航空写真の写しの交付	1枚につき 600円
22～42 略	略

備考 略

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～39の6 略	略	略
39の7 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	160,000円
39の8 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第137条の12第6項の規定に基づく認定	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における当該制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
39の9 建築基準法施行令 第137条の12第7項の規定に基づく認定	道路内における建築に関する制限の既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における当該制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
39の10 建築基準法施行	略	略

現 行		
(昭和25年政令第338号) 第137条の16第2号の規定に基づく認定		
40~43 略	略	略
44 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能</p>

改 正 案

令第137条の16第2号 の規定に基づく認定		
40～43 略	略	略
44 都市の低炭素化の促進 に関する法律（平成24年 法律第84号）第53条第 1項の規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の認定の 申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額を合 算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画 の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築 等計画が都市の低炭素化 の促進に関する法律第5 4条第1項第1号に掲げ る基準（以下この項にお いて「低炭素建築物誘導 基準」という。）に適合 している旨を証する書類 (品確法第5条第1項に 規定する登録住宅性能評 価機関又は建築物のエネ ルギー消費性能の向上等 に関する法律（平成27 年法律第53号）第15 条第1項に規定する登録 建築物エネルギー消費性</p>

現	行	
		<p>判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。) の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略 (2) 略 2 略</p>
45・46 略	略	略
<p>47 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、<u>汚染処理場</u>、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改 正 案

		能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。) の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略 (2) 略 2 略
45・46 略	略	略
47 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、 <u>汚物処理場</u> 、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

	現	行
		<p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であつて、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
4 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	略	略
4 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	略	略

改 正 案

		(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であつて、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。）を用いる場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～カ 略 (2) 略 2 略
48 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	略	略
49 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法	略	略

現 行	
<p>第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（同条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	
<p>50 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案

<p>律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（同条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>		
<p>50 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	

現	行
<p>5 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	略
<p>5 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

別表第4（第2条関係）

標準事務	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略	略	略
2 消防法第11条 第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	<p>1 略</p> <p>2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア～エ 略</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改 正 案

<p>5.1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法</p> <p>律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	略
<p>5.2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法</p> <p>律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

別表第4（第2条関係）

標準事務	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略	略	略
2 消防法第11条 第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 略 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ 略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

現	行
	(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 180, 000 円</u>
	(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 000 キロリットル以上 10, 000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 410, 000 円</u>
	(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 000 キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 590, 000 円</u>
	(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 000 キロリットル以上 100, 000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 950, 000 円</u>
	(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100, 000 キロリットル以上 200, 000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

改 正 案

(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 00

0 キロリットル以上 5, 000 キロ
リットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1, 450, 000

円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 00

0 キロリットル以上 10, 000 キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 1, 720, 00

0 円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 0

00 キロリットル以上 50, 000
キロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1, 920, 0

00 円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 0

00 キロリットル以上 100, 00
0 キロリットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 2, 360,

000 円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100 ,

000 キロリットル以上 200, 0
00 キロリットル未満の浮き屋根式
特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

現 行		
		特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 270</u> <u>000円</u>
	(6)	危険物の貯蔵最大数量が 200, 000キロリットル以上 300, 0 00キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>4, 550</u> <u>000円</u>
	(7)	危険物の貯蔵最大数量が 300, 000キロリットル以上 400, 0 00キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>5, 820</u> <u>000円</u>
	(8)	危険物の貯蔵最大数量が 400, 000キロリットル以上の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7, 07</u> <u>0, 000円</u>
		カ～シ 略
3～7 略	略	略

改 正 案

		特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 740</u> <u>000円</u>
	(6)	危険物の貯蔵最大数量が200, 000キロリットル以上300, 0 00キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>5, 640</u> <u>000円</u>
	(7)	危険物の貯蔵最大数量が300, 000キロリットル以上400, 0 00キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>7, 240</u> <u>000円</u>
	(8)	危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル以上の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8, 790</u> <u>0, 000円</u>
		カ～シ 略
3～7 略	略	略

議案第 52 号

栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

　　栃木市公園条例の一部を改正する条例

　　栃木市公園条例（平成22年栃木市条例第191号）の一部を次のように改正する。

　　第11条第1項中「この場合において」の次に「、同表第2号の場合及び同表第3号の場合にあっては」を加え、「同表」を「同表第2号又は第3号の規定」に改める。

　　別表第2第1号中

「

単位	使用料
1平方メートルにつき月額	40円 ただし、公園施設である建物内へ新たに施設を設ける場合においては、栃木市行政財産使用料条例（平成22年栃木市条例第67号）に定める額とする。

を

」

「

使用料
栃木市行政財産使用料条例（平成22年栃木市条例第67号）第2条に及び別表の規定により算定した額

に

」

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

公園内の行為の許可

行為の種類	単位	使用料
行商等敷地を臨時占用する事業	1平方メートルにつき日額	30円
業として行う写真の撮影	日額	560円
業として行う映画の撮影	日額	4,370円
興行を行うとき	1平方メートルにつき日額	20円
競技会、展示会、博覧会、集会 等その他これらに類する行為	1平方メートルにつき日額	10円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(公園緑地課)

議案第 52 号

栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公園施設の設置許可及び公園内の行為の許可に係る使用料を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 公園施設を設ける場合の許可に係る使用料を改めること。
(第 11 条及び別表第 2 関係)
- 2 公園内の行為の許可に係る行為の種類及び使用料を改めること。
(別表第 3 関係)

[参照条文]

議案第 50 号と同じ

議案第52号（公園緑地課）

栃木市公園条例の一部を改正する条例

現	行	
(使用料)		
第11条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、占用期間が1月未満のときは、 <u>同表</u> により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。		
2 略		
別表第2（第11条関係）		
(1) 公園施設を設ける場合		
公園施設の種類 施設の種類を問わず	単位 <u>1平方メートルにつき月額</u>	使用料 <u>40円</u> <u>ただし、公園施設である建物内へ新たに施設を設ける場合においては、栃木市行政財産使用料条例（平成22年栃木市条例第67号）に定める額とする。</u>
(2)・(3) 略		
別表第3（第11条関係）		
公園内の行為の許可		
行為の種類 行商等敷地を臨時占用する事業 興行を行うとき 競技会、展示会、博覧会、集会等その他これらに類する行為	単位 <u>1平方メートルにつき日額</u>	使用料 <u>60円</u> <u>50円</u> <u>20円</u>

改 正 案

(使用料)

第11条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同表第2号の場合及び同表第3号の場合にあっては、占用期間が1月未満のときは、同表第2号又は第3号の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 略

別表第2 (第11条関係)

(1) 公園施設を設ける場合

公園施設の種類	使用料
施設の種類を問わず	栃木市行政財産使用料条例（平成22年栃木市条例第67号）第2条及び別表の規定により算定した額

(2)・(3) 略

別表第3 (第11条関係)

公園内の行為の許可

行為の種類	単位	使用料
行商等敷地を臨時占用する事業	1平方メートルにつき日額	30円
業として行う写真の撮影	日額	560円
業として行う映画の撮影	日額	4,370円
興行を行うとき	1平方メートルにつき日額	20円
競技会、展示会、博覧会、集会等その他これらに類する行為	1平方メートルにつき日額	10円

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

